

● 演習問題集の増刷にあたり、下表の内容を変更します。(2023年8月)

| 変更箇所 | 変更前 (2021年4月30日 初版第2刷発行) | 変更後 (2023年8月 初版第3刷発行) |
|------------------|--|--|
| p 11 問題8 46 | () 個人情報保護法は、個人情報の保護に関する基本的な理念および民間事業者ならびに国・地方公共団体に対する規制について定めた法律である。 | () 個人情報保護法は、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、個人情報を取り扱う事業者及び行政機関等について遵守すべき義務等を定めている。 |
| p 25 問題19 120 | () 1年契約を5回更新し、通算して5年を超える場合、6回目の契約期間中に労働者が希望すれば6回目の契約が終了すると同時に無期労働契約が締結されたものとして取り扱われる。 | () 1年契約を5回更新し、通算して5年を超える場合、6回目の契約期間中に労働者が申込みすれば6回目の契約が終了すると同時に無期労働契約が締結されたものとして取り扱われる。 |
| p 26 問題20 125 | () 労働安全衛生法は、安全衛生管理体制の整備ため事業者には、総括安全衛生管理者、安全管理者及び衛生管理者(労働者数50人未満の事業所では、安全衛生推進者及び衛生推進者)、産業医を選任しなければならないと規定している。 | () 労働安全衛生法では、労働安全衛生管理体制の整備のため、事業者は、業種と規模に応じて総括安全衛生管理者、安全管理者、および労働者数50人以上の事業場においては衛生管理者(労働者数50人未満の事業場では、安全衛生推進者および衛生推進者)と産業医を選任しなければならないと規定している。 |
| p 83 問題62 379 | () 労働安全衛生法は、安全衛生管理体制の整備ため事業者には、総括安全衛生管理者、安全管理者及び衛生管理者(労働者数50人未満の事業所では、安全衛生推進者及び衛生推進者)、産業医を選任しなければならないと規定している。 | 削除。(問題20 125と重複のため削除) (379の削除に伴い、380~390の問題番号が1つずつ繰り上がる。例：380→379, 390→389) |

| 変更箇所 | 変更前 (2021年4月30日 初版第2刷発行) | 変更後 (2023年8月 初版第3刷発行) |
|----------------------------------|--|---|
| p 83～ p 85 問題62～64 380～390 | 問題62～64 380～390 | 問題62～64 379～389 ※379の削除に伴い、380～390の問題番号が1つずつ繰り上がる。 例：380→379, 390→389 |
| p 85 問題64 390 | () 病状が回復し、本人から職場復帰するを希望すると意思表示が出され、主治医からの職場復帰に関する意見書の提出がなされると、直属の上司は職場復帰が可能か見極める復帰面談を行う。(※1) | () 「心の健康問題により休業した労働者の職場復帰支援の手引き」(平成21年3月改訂)によれば、休業した労働者を職場復帰させるかどうかの最終的な決定は、事業者が行うとされている。 (※1：左記の変更前390の問題は、番号が繰り上がり、389の問題として掲載) |
| p 109 解説8 46 | (×) 個人情報保護法は、主に個人情報を取り扱う民間事業者の遵守すべき義務等を定めた法律で、個人情報は、①氏名、生年月日その他の記述等か、②個人識別符号が含まれるもの、のいずれかに該当するものと定義された。一方、国の行政機関と独立合成法人は別の法律が制定されており、地方公共団体は条例で規制することとなっている。 | (○) 2015年の改正では、法律の目的に「個人情報の有用性に配慮しつつ個人の権利利益を保護すること」が追加され、取扱う個人情報の数が5,000人以下である事業者もすべて規制の対象となった。 |
| p198 解説62 379 | 労働安全衛生法は、設問のとおり、事業場に対して安全衛生管理体制の整備を求めている。なお、安全管理者および衛生管理者について労働者数50人未満の事業場では、安全衛生推進者および衛生推進者を選任しなければならないと規定されている。 | 左記の解説は削除。 (379の削除に伴い、解説380～390の番号が1つずつ繰り上がる。例：380→379, 390→389) |

| 変更箇所 | 変更前 (2021年4月30日 初版第2刷発行) | 変更後 (2023年8月 初版第3刷発行) |
|--------------------------------------|--|--|
| p 198～ p 201 解説62～解説64 380～390 | 解説62～解説64 380～390 | 解説62～解説64 379～389 ※379削除に伴い、380～390の番号が1つずつ繰り上がる。 例：380→379, 390→389 |
| p 201 解説64 390 | (×) 主治医からの意見書の内容を確認したうえで当該労働者本人と面接する。この役割は、通常産業医が担う。 (※2) | (○) 第4ステップでは事業者による最終的な職場復帰の決定を行う。「心の健康問題により休業した労働者の職場復帰支援の手引き」(平成21年3月改訂)では、実際の職場復帰にあたって事業場で行われる職場復帰支援の内容が総合的に示されている。 (※2 左記の変更前390の解説は、番号が繰り上がり、389の解説として掲載) |